

(陳受26第11号)

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求めることに関する陳情

受理年月日

平成26年12月12日

陳情者

八幡町3-7-10
東京土建一般労働組合武蔵野支部
執行委員長 谷口 哲士

陳情の要旨

武蔵野市におかれましては、日頃より、毎年の住宅デー等で後援をいただくなど、私どもの運動に対し、ご理解をいただき、感謝申し上げます。武蔵野地域で建設産業に従事している、事業主・職人987人で組織している組合、東京土建一般労働組合武蔵野支部です。今、アスベストの裁判が全国で行われ、国の責任を認める判決が言い渡されています。アスベストを大量に使用したことによるアスベスト(石綿)被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベスト飛散は発生しており、労働者や住民に被害が広がり続ける大きな公害問題です。東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業従事者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。その理由は、アスベストを奇跡の鉱物としてメリットだけを喧伝して広め、輸入されたアスベストの約8割を建設資材として建設現場で使用したからです。また、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベストの使用を進めたことにも大きな原因があります。

特に建設業は重層下請構造や多数の現場に従事することから、労災に認定されることにも数多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。国は石綿被害者救済法を成立させましたが、特別遺族弔慰金等300万円のみは極めて不十分なもので、成立後、一貫して抜本改正が求められています。

アスベストは髪の毛の5千分の1の細さで、繊維状にほぐして使用され、建設現場の従事者が現場で吹きつけ・切断・加工するときに吸い込み、肺に蓄積され、やがて肺がんなどを発症させる恐ろしい物質です。アスベストを原因とする疾患に苦しむ患者は自ら何の落ち度もないのに、絶望的な痛みと苦しみの中で命を落とし、残された家族の悲しみは底なしの深さと言えます。

今後も東日本大震災の復興事業や国土強靱化計画、オリンピック開催を進める上で発生する建築物の解体では、かつてない規模のアスベスト除去工事が行われます。

こうした状況の中、武蔵野市議会においても、政府に対し、下記の要望事項についての意見書を提出していただきたく、陳情いたします。

記

- 1 建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとること。
- 2 アスベスト問題の早期解決を図ること。